

山口県栽培漁業センター指定管理者募集要項

山口県

令和7年9月

1 指定期間（予定）

令和8年4月1日～令和13年3月31日（5年間）

2 応募者の資格要件

公募に係る応募をすることができるものは、法人その他の団体（以下「法人等」という。）で次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。

（1）法人等（法人格を有しない団体にあつては、その代表者）が次に掲げる要件のいずれにも該当するものであること。

ア 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項に規定する者でないこと。

イ 所得税又は法人税、消費税及び県税を滞納していないこと。

ウ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがされていないこと。

（2）主たる事務所を県内に有していること。

（3）令和2年度から令和6年度までの5年間において、マダイ、カサゴ、ヒラメ、トラフグ、キジハタ、アマダイ類、アユ、クルマエビ、ガザミ、モクズガニ、アワビ類、アカガイ、アサリ及びミルクイの種苗を生産した実績を有していること。

（4）暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。

（5）法人等の代表者が暴力団員（法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。

（6）暴力団又は暴力団員等の統制の下にあるものでないこと。

（7）山口県における地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者の指定の手続において、その公正な手続を妨げたものでないこと。

（8）地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。

3 施設の概要

（1）施設の名称、所在地

名 称	所在地
山口県内海栽培漁業センター	山口市秋穂東5179
山口県外海栽培漁業センター	長門市通黒瀬
山口県外海第二栽培漁業センター	阿武郡阿武町奈古筒尾

(2) 施設の概要

ア 内海栽培漁業センター

	施設・主要用途等	構造	規模 m^2	備考
1	敷 地		107,656	
2	管理・研修棟	鉄骨コンクリート平屋建	581	理事長室・管理室・研修室等
3	微細藻類培養槽	屋外	(2,300 m^3)	480 $\text{m}^3 \times 1$ 基 360 $\text{m}^3 \times 1$ 基 300 $\text{m}^3 \times 3$ 基 70 $\text{m}^3 \times 8$ 基
4	二枚貝類種苗生産槽	屋外	(360 m^3)	90 $\text{m}^3 \times 4$
5	クルマエビ種苗生産棟	鉄骨平屋建	772	200 $\text{m}^3 \times 5$ 基
6	クルマエビ種苗生産棟	鉄骨平屋建	852	140 $\text{m}^3 \times 5$ 基 50 $\text{m}^3 \times 2$ 基 ボイラー等
7	クルマエビ種苗生産棟	鉄骨平屋建	815	200 $\text{m}^3 \times 4$ 基 ボイラー等 紫外線殺菌装置
8	カニ類種苗生産棟	鉄骨平屋建	851	60 $\text{m}^3 \times 6$ 基 45 $\text{m}^3 \times 4$ 基 ボイラー等
9	魚類種苗生産棟	鉄骨平屋建	639	28 $\text{m}^3 \times 7$ 基 5 $\text{m}^3 \times 10$ 基 ボイラー等 紫外線殺菌装置
10	魚類種苗生産棟	鉄骨平屋建	1,050	円形20 $\text{m}^3 \times 6$ 基 八角形70 $\text{m}^3 \times 6$ 基 紫外線殺菌装置
11	魚類種苗生産棟	鉄骨平屋建	270	70 $\text{m}^3 \times 2$ 基 50 $\text{m}^3 \times 1$ 基 紫外線殺菌装置
12	二枚貝類種苗生産棟	鉄骨平屋建	364	1 $\text{m}^3 \times 28$ 基 精密ろ過機、餌料培養室
13	ワムシ培養棟	鉄骨平屋建	358	ワムシ培養槽、関連機器、 紫外線殺菌装置
14	アサリ中間育成槽	屋外	(600 m^3)	
15	屋内作業棟	鉄骨平屋建	202	二枚貝類関連作業、倉庫
16	親魚養成棟	鉄骨平屋建	298	8 $\text{m}^3 \times 14$ 基 4 $\text{m}^3 \times 4$ 基
17	冷蔵庫・機械室	鉄筋コンクリート	80	空冷冷凍機、自家発電機
18	海水取水施設	取水井戸（接合井）		取水管、FRP $\varnothing 700\text{mm} \times 300\text{m}$
		取水ポンプ室	38	原水取水ポンプ
19	海水ろ過施設	鉄筋コンクリート		重力式砂ろ過200 m^3/h

	施設・主要用途等	構造	規模㎡	備考
				紫外線殺菌装置
		FRP		機械式繊維ろ過200m ³ /h
20	殺菌用水槽	屋外	360	
21	排水池	屋外		北側、南側の計2ヶ所
22	機械室・飼育管理・作業棟	鉄骨平屋建	288	自家発電機、ボイラー等
23	重油タンク		(3 基)	9.3kℓ、9.3kℓ、5kℓ
24	倉庫・車庫	3棟	208	
25	仮眠室	鉄筋コンクリート	40	
26	排水樋門	2ヶ所		
27	自動排水ポンプ室	1ヶ所		北側排水池排水用

イ 外海栽培漁業センター

	施設・主要用途等	構造	規模㎡	備考
1	敷 地		19,464	
2	管理棟	鉄骨コンクリート2階建	309	事務室・研修室等
3	車庫	鉄骨平屋建	51	
4	微細藻類培養槽	屋外	298	100m ³ ×3基
5	ワムシ培養棟	鉄骨平屋建	306	21m ³ ×4基 紫外線殺菌装置
6	親魚産卵槽	屋外	56	56m ³ ×2基
7	ふ化飼育棟	鉄骨平屋建	381	23m ³ ×5基 4m ³ ×11基 紫外線殺菌装置
8	稚魚飼育棟	鉄骨平屋建	384	60m ³ ×6基
9	稚魚飼育槽	屋外	192	144m ³ ×2基
10	ヒラメ親魚養成棟	鉄骨平屋建	125	18m ³ ×3基 紫外線殺菌装置
11	マダイ種苗生産棟	鉄骨平屋建	598	50m ³ ×4基 30m ³ ×5基 機械室、温水ボイラー、 ブローア、紫外線殺菌装置
12	ろ過棟	鉄筋コンクリート	18	重力式砂ろ過30 m ³ /h
13	機械室棟	鉄骨(一部3階)建	延べ294	(1階)自家発電機、冷蔵庫、 ブローア、生海水揚水 ポンプ、直送ポンプ、ろ

	施設・主要用途等	構造	規模㎡	備考
				過海水ポンプ (2 階)配管、倉庫 (3 階)原海水貯水槽、ろ過海水貯水槽
14	作業倉庫	鉄骨（一部2 階）建	286	作業場・倉庫
15	ボイラー室棟	鉄骨平屋建	20	
16	重油タンク		(2 基)	9.3kℓ、5kℓ
17	海上小割生簀			10×10m 筏11台
18	海水透過式消波堤			堤内面積5,000㎡
19	ヒラメ種苗生産棟	鉄骨平屋建	225	30㎡×3基 1.4㎡×1基 紫外線殺菌装置
20	急速海水ろ過装置	FRP	94	機械式珪砂ろ過 187.5 ㎡/h×2 基
21	アワビ中間育成水槽	屋外	411	4㎡×16 2㎡×28 紫外線殺菌装置

ウ 外海第二栽培漁業センター

	施設・主要用途等	構造	規模㎡	備考
1	敷 地		14,009	
2	管理棟	鉄筋コンクリート平屋建	213	事務室・会議室・警備員室等
3	車庫	鉄骨平屋建	60	
4	ろ過棟	鉄筋コンクリート平屋建	85	自動急速ろ過 160㎡/h 揚水ポンプ
5	機械棟	鉄筋コンクリート	132	取水ポンプ、ブローポンプ、自家発電機
6	取水口	鉄筋コンクリート		導水路（天然洞穴） 一次、二次取水口（各3×3×5m）
7	アワビ飼育水槽	屋外アクリル水槽		巡流水槽（2×20×水深0.8m）×10基 紫外線殺菌装置(2台)
8	アワビ飼育棟	鉄骨平屋建	146	FRP2.5㎡×16基 紫外線殺菌装置

	施設・主要用途等	構造	規模㎡	備考
9	アワビ飼育棟	鉄骨平屋建	495	FRP1.4m ³ ×80基, 紫外線殺菌装置
10	アワビ作業棟	鉄筋コンクリート平屋建	210	測定検鏡室、作業室、付 着板洗浄室、機械室（ボ イラー、海水冷却機）
11	魚類飼育棟	鉄骨平屋建	986	50 m ³ ×13基 紫外線殺菌装置・測定検 鏡室
12	微細藻類培養水槽	屋外コンクリート 製	1,050	150m ³ ×6基 100m ³ ×1基 25m ³ ×2基
13	魚類作業棟	鉄骨平屋建	190	調餌室、冷凍・冷蔵庫、網 類収納室
14	魚類飼育水槽	鉄筋コンクリート製	136	60m ³ ×2基、鉄骨屋根付き
15	自動網洗機	亜鉛メッキ製		全自動、10m 角型小割 網：60 分/枚
16	重油タンク		(1 基)	9.3kℓ
17	海上小割生簀	鋼管製		10×10m 筏3台（12 小割 網）
18	キジハタ種苗生産棟	鉄骨平屋建	625	60m ³ ×6基 40m ³ ×3基 紫外線殺菌装置、電解殺 菌装置
19	機械室	鉄筋コンクリート	28	ブローポンプ
20	ろ過槽	FRP	16	自動逆洗砂ろ過 87 m ³ /h

4 公募に関するスケジュール等

(1) 募集要項の配布

募集要項等を次により配布します

ア 場所 山口市滝町1番1号 山口県農林水産部水産振興課

イ 期間 令和7年9月12日（金）から令和7年10月1日（水）まで（土曜日及
び日曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規
定する休日（以下「休日等」という。）を除く。）

(2) 現地説明会

応募しようとする者を対象に、次により説明会を開催します。参加を希望する法
人等は、同月19日（金）までに公募説明会参加申込書（別記第1号様式）をファ

クシミリ又は電子メールにより提出して下さい。

ア 日 時 令和7年9月26日（金）午前10時から（1時間程度）

イ 場 所 山口市滝町1番1号 山口県農林水産部漁業調整委員会室

ウ 参加者 1法人につき2名まで

エ あて先 「11 問い合わせ先」にあるとおりです。

（3）公募に関する質問及び回答

公募に関する質問がある場合は、次のとおり受け付けます。

ア 受付期間 令和7年9月12日（金）から令和7年10月1日（水）まで

イ 質問書（別記第2号様式）に記入の上、ファクシミリ又は電子メールにより提出して下さい。

ウ あて先 「11 問い合わせ先」にあるとおりです。

エ 質問に関する回答は令和7年10月8日（水）までに質問者にファクシミリ又は電子メールにより回答するとともに、県のホームページで公表します（質問者は明示されません）。回答が遅れる場合は、別途連絡します。

（4）提出書類の受付

提出書類の受付は次のとおりです。

ア 受付期間 令和7年9月12日（金）から令和7年10月14日（火）まで（休日等を除く）の午前9時から午後5時15分まで

イ 受付場所 山口県農林水産部水産振興課（山口市滝町1番1号）で受け付けます。

（5）審査委員会

ア 資格審査

事業計画の提出後、県農林水産部水産振興課において、応募者の資格要件への適否の審査を行います。

イ 審査委員会による審査

学識経験者、財務専門家、種苗利用者代表者、及び関係行政機関職員で構成する「山口県栽培漁業センター指定管理者審査委員会」を設置し、審査を行います。

審査に当たっては、提出された事業計画書をもとにヒアリングを実施した上で、次の審査の観点・項目について協議、検討を行います。

ウ 審査の基準

条例記載事項	審査の項目
1 事業計画書の内容が、栽培漁業セン	① 栽培漁業センターの基本的なあり方

ターを利用する者の平等な利用を確保することができるものであること。	に関する考え方 ② 公共サービス提供の基本方針 ③ 管理運営にあたっての基本方針 ④ 法令の遵守
2 事業計画書の内容が、栽培漁業センターの効用を十分に発揮するとともに、栽培漁業センターの管理に係る経費の削減を図ることができるものであること。	⑤ 施設の維持管理・運営及び実施計画 ⑥ 種苗生産業務についての方針及び実施計画 ⑦ 栽培漁業推進関連事業の方針及び実施計画 ⑧ 利用者に対するサービス向上の取組 ⑨ 施設の利用促進のための取組 ⑩ 地域や団体と協働した取組 ⑪ 利用者のニーズの把握と管理運営業務への反映の取組 ⑫ 指定管理料の額 ⑬ 適正な収支計画 ⑭ 経費削減に向けた取組
3 応募者が、事業計画書に沿った管理を安定して行うために必要な人的体制及び経済的基礎を有するものであること。	⑮ 組織の安定性 ⑯ 経営の状況 ⑰ 管理体制、職員の配置、雇用形態、職務分担 ⑱ 適法な労働条件の確保 ⑲ 経験者の活用 ⑳ 職員研修計画 ㉑ 適正な管理業務の実施能力 ㉒ 危機管理体制 ㉓ 個人情報保護の適正な取扱いに向けた体制及び方策

(6) 選定結果の通知

選定後は、速やかに、その結果を全ての申請者に通知します。

なお、候補者に対する通知は、単に事実上の行為であり、指定管理者として指定したものではありません。

(7) 指定管理者の指名及び協定の締結

山口県議会の議決を経て、指定管理者を指定したときは、その旨を指定管理者に通知するとともに、公告します。

指定管理者の指定と同時に、管理に係る細目事項等、県が支払うべき管理経費の額等を定めるため、指定管理者と協定を締結します。

5 申請時に提出する書類

公募書類は令和7年10月14日（火）午後5時15分までに県農林水産部水産振興課に持参にて提出してください。

提出部数はアからクまでをセットにしてA4のフラットファイルにファイリングしたものを正本1部、副本6部とします。

ア 事業計画書（別記第3号様式）

イ 栽培漁業センターの管理に係る収支予算書（別記第4号様式）

ウ 欠格条項に該当しない旨の宣誓書（別記第5号様式）

エ 定款、寄附行為、規約その他これらに類する書類

オ 管理運営体制（組織・人員の体制）

カ 法人にあっては①当該法人の登記事項証明書、②国税（法人税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の納税証明書、③山口県の県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所の納税証明書、④事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類

キ 法人格を有しない団体にあっては、①事業計画書を提出する日の属する事業年度の前事業年度及び前々事業年度の事業報告書、貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する書類、②代表者の国税（所得税、消費税及び地方消費税）について滞納がないことが確認できる税務署長の納税証明書、③山口県の県税（全税目）について滞納がないことが確認できる県税事務所の納税証明書、④個人県民税について滞納がないことが確認できる市町長の納税証明書。

ク 公募書類のうち、該当がないものについての申立書（別記第6号様式）

※ 持参いただいた時に書類の確認を行います。

6 協定に関する事項

指定管理者の指定後に指定管理者との協議に基づき協定を締結します。

1 総則

2 管理業務の実施

(1) 管理の基準等

- ・ 業務に関する基本的事項
- ・ 管理業務の第三者への委託に関する事項

(2) 業務の実施

- ・ 行政手続条例の適用に関する事項

- ・ 目的外使用許可の取扱いに関する事項
- ・ 施設内の事故発生時の対応、県への報告に関する事項
- (3) 管理業務に係る情報の取扱い
 - ・ 情報公開に関する事項
- (4) 個人情報の保護
 - ・ 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (5) 備品の取扱い
 - ・ 管理業務を行うに当たって購入する物品の帰属等に関する事項
- (6) 損害賠償
 - ・ 県に損害を与えた場合の賠償に関する事項
- (7) 事業報告及びモニタリング
 - ・ 事業報告・業務報告に関する事項
 - ・ 利用者のニーズの把握に関する事項
- 3 財務
- (1) 会計区分等
 - ・ 管理業務を行うに当たって作成する帳簿等の保管、整備に関する事項
- (2) 指定管理料及びリスク分担
 - ・ 県が支払うべき管理経費に関する基本的な事項
 - ・ 利益が生じた場合における取扱いに関する事項
 - ・ リスクの管理・責任分担に関する事項
- 4 指定の取り消し及び業務の停止
 - ・ 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- 5 業務の引継ぎ
- 6 年度別協定
 - ・ 年度別協定の締結に関する事項
- 7 雑則
 - ・ 協定の改定に関する事項

7 責任の所在に関する事項

指定管理者は本業務の実施主体として、その全てについて責任を負い、適正に業務を実施していただきます。

県と指定管理者とのリスク分担については別表のとおりです。

8 県が支払う委託料の額

- (1) 次の9に示す業務に要する経費に充てるため、指定管理者に対し、山口県は指定管理料を支払います。なお、指定期間中に支払う指定管理料の上限額は次のとおりです。

指定管理料上限額（５年間） １，６３８，７３５，０００円 （消費税及び地方消費税に相当する額を含む。）
--

- (2) 指定管理料の額は、指定管理者から提出された事業計画書等に基づき、業務内容等を事実上確定させた後、指定議案を提出する県議会を経て設定されるとともに、別途締結する協定において定めます。なお、指定期間中の各年度の指定管理料の額は、業務内容の変動等を踏まえ、毎年度、「年度別協定」を締結して定めるものとします。
- ア 指定管理料は、災害の発生など特別な場合を除き、原則として増額しません。
- イ 指定管理料は、会計年度（４月１日から翌年３月３１日まで）ごとに支払います。支払の時期、方法については、別途協定において定めます。
- (3) 光熱費の増嵩や賃金水準の変動等に伴う指定管理料の不足分のうち、通常の物価変動によるものを超える部分については、毎年度、県と指定管理者が協議し、その分担の取扱いを決定します。

9 業務の範囲及び具体的内容

指定管理者は、次の業務を行うこととします。

- (1) 水産動植物の種苗の生産及び配布に関すること。
- (2) 栽培漁業に係る技術の研究及び指導に関すること。
- (3) 施設及び設備の維持管理に関すること。

10 その他

- (1) 応募に関する事項は申請者の負担とします。
- (2) 毎年度事業報告を求めるとともに必要に応じて業務報告を求めること、指定の取消し及び管理業務の停止があり得ます。
- (3) 選定結果の公表にあたり、応募者全ての名称を公表します。

11 問い合わせ先

〒753-8501 山口市滝町1-1

山口県農林水産部水産振興課（担当：玖村）

電話：083-933-3540

FAX：083-933-3559

E-mail：a16500@pref.yamaguchi.lg.jp

別表

リ ス ク 分 担 表

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県	指 定 管理者
物 価 の 変 動	管理運営費に係る物価水準の上昇		○※
金 利 の 変 動	金利の変動に伴う資金調達コストの増加等		○
税 制 の 改 正	①施設の設置や管理運営の根幹に影響が及ぶもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
関 連 法 令 の 改 正	①施設の設置基準・管理基準に関するもの	○	
	②施設の管理運営の業務一般に関するもの		○
施 設（設 備）の 損 傷 （損失には、修繕工 事期間中のサービ ス提供に必要な施 設の仮設経費等を 含む。）	①不可抗力（県及び指定管理者のいずれの責めにも帰しがたい暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象）によるもの	○	△ (軽微)
	②管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③日常的（小規模）修繕で修復できるもの （①及び②の場合を除く。）		○
	④大規模修繕又は改修を要するもの （①及び②の場合を除く。）	○	
備 品 の 損 傷	①県貸与備品に係る不可抗力又は経年劣化によるもの	○	
	②県貸与備品に係る管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営経費の中で指定管理者が取得した備品に係るもの（所有は指定管理者に帰属）		○
支 払 の 遅 延	①県から指定管理者への指定管理料の支払遅延による新たな資金調達の発生	○	
	②指定管理者から業者への経費の支払遅延による延滞金、違約金等の発生		○
周辺地域・住民及び 施設利用者への対応	①周辺地域との協調に関するもの		○
	②施設の管理運営に対する地域住民からの要望、苦情、反対、訴訟への対応に関するもの		○
	③その他	○	
指 定 管 理 者 が 行 う 自 主 事 業 と の 関 係	①指定管理者が付带的に行う自主事業に起因して施設の管理運営に生ずる損失		○
	②施設（設備）の損傷、管理運営に係る事故等により指定管理者が付带的に行う自主事業に生じる損失		○
個 人 情 報 の 漏 洩	①県の指示若しくは指導の不備又は錯誤によるもの	○	
	②指定管理者として講ずべき措置の不備又は錯誤、指定管理者の職員の不法行為等によるもの		○

※通常の想定を超える場合で、種苗生産計画の達成に支障を来す場合は、県と指定管理者で別途協議する。

項 目	内 容 等	損失の負担	
		県	指 定 管理者
管理運営に係る事故 損失には、事故の発生に伴う施設又は管理運営の改善に要する経費等を含む。	①施設の設置の瑕疵から生ずるもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずるもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずるもの (自動車の運行による事故、生産物の瑕疵による事故等)		○
	④その他	○	
第 三 者 へ の 賠 償 指定管理者による損失の負担は、国家賠償法の規定に基づき、県が賠償を行い、指定管理者に対して求償権を行使する場合を含む。	①施設の設置の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	②施設の管理の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	③管理運営業務において指定管理者の責めに帰すべき事由により生ずる損害に対するもの		○
	④県が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの	○	
	⑤指定管理者が実施する修繕又は当該修繕の瑕疵から生ずる損害に対するもの		○
	⑥その他	○	
保 険 へ の 加 入	①施設の設置に関するもの（火災共済保険）	○	
	②施設の管理に関するもの（施設賠償責任保険等）		○
業 務 内 容 の 変 更	①県の事情によるもの	○	
	②指定管理者の事情によるもの		○
管 理 運 営 の 中 断	①不可抗力によるもの	○	
	②保守点検等の回数又はこれに要する期間が当初の想定を上回ったことによるもの		○
	③業務に不可欠な人材、原材料等の入手が困難となったことによるもの		○
	④関係法令の変更によるもの	原因となった各項目に係るリスク分担の区分による。	
	⑤施設（設備）の損傷によるもの		
	⑥管理運営に係る事故によるもの		
業務の終了又は廃止	業務の終了又は廃止に伴う指定管理者の撤収等の経費		○
そ の 他	①県の責めに帰すべき事由によるもの	○	
	②指定管理者の責めに帰すべき事由によるもの		○

